第2節 生活場面に応じた施策の推進方向

- I 生活場面「地域やまちで暮らす」
- 1. めざすべき姿と現状の評価・課題

くめざすべき姿>

障がい者が地域で快適に暮らし活動している

<現状の評価と課題>

大阪府では、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の地域生活への移行について早くから取り組み、設定した目標に対し進んできました。また、地域で快適に暮らせるよう「福祉のまちづくり」も進めており、さらに、公営住宅のグループホームとしての活用のように、全国に比べて充実しているものもあります。

しかしながら、大阪府が平成 29 年 2 月に府内の障がい者支援施設を対象に実施した調査によると、10 年以上の入所者の割合は全体の約 6 割となっており、本来は地域で生活することができる障がい者が、地域生活のイメージを持てず、不安をぬぐえないことなどによりそれを実現できていない場合も今なお多くあります。同様に、精神科病院についても、1 年以上の入院患者が全体の約 6 割となっています。このような中、今後は、本計画の最重点課題として位置づけている地域移行について、より社会的な広がりのある動きとなるよう市町村と共に体制整備を進め、障がい者が、だれと、どこで、どのように暮らすのかを自らが選択できる社会をめざします。

また、在宅で家族とともに暮らしている障がい者の場合、家族等の高齢化などによって介護できなくなるという、いわゆる「親なき後」が深刻な問題であることから、障がい者自身が若く、家族等が元気なうちから、地域での自立した暮らしについて考え、体験等を通じて地域生活の準備をできるようにしていくことも必要です。

そのため、市町村とともに、住まいや介護、日中活動、相談支援などの福祉サービス、 生活基盤の整備を進めていきます。このようなサービスの充実は、障がい者が自身のニーズを踏まえた快適な暮らしを送るために必要なものであり、在宅において障がい者を介護する家族への支援にもつながるものです。さらに、本人の判断や自己決定を支える仕組みや、情報保障、コミュニケーション支援も今後ますます重要になります。

そして、住まいや福祉サービスだけでなく、障がい者が交通機関等を利用して安全に自由に外出できるよう引き続き「福祉のまちづくり」を進めます。

¹ 「親なき後」とは、障がいのある人が家族等によって自宅で介護等を受けている場合において、その家族等が高齢になったり死亡することにより、その介護等を受けられなくなることです。その後の介護や財産管理などをどうするかという問題が発生します。また、死亡する前であっても家族等に入院や介護が必要となった時点でその後の見通しが持てなくなり、問題が顕在化します。

このようなさまざまな社会資源を利用しながら、障がい者が地域で心豊かに安心して暮らし、いきいきと活動できるよう、地域全体で支援体制を構築していきます。

【今後の主な課題】

- 〇 長期にわたり入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の状況把握と地域生活への移行に向けた働きかけ
- 〇 地域での暮らしを支える支援体制の強化(住まいの場、福祉サービスの提供や相談 支援の体制、地域ネットワーク 等)
- 〇 地域住民の理解促進
- 2. 個別分野ごとの施策の方向性
- (1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす
 - ①入所施設からの地域生活への移行
- 入所施設からの地域生活への移行については、「広がりと展開力のある地域移行」²を 推進します。このため、市町村に対して、地域体制整備のための調整担当者(地域体制 整備コーディネーター³)の配置や、地域相談支援の活用、体験等の機会の十分な確保に ついて働きかけ、自立支援協議会も活用しつつ、援護の実施者として地域移行に主体的 に関与できるよう支援します。

また、施設入所者の地域生活に関する意向を適切に把握するとともに、入所施設に対して、施設入所者の地域移行をするための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。

【数値目標(平成32年度)】

・地域移行:平成28年度末時点の施設入所者数の10.9%以上

・入所者数の減少:平成28年度末時点の施設入所者数の2.4%以上

○ 福祉型障がい児入所施設⁴においては、原則として満18歳以降障がい者施策へ移行する必要があることから、市町村と連携して、円滑な移行に向けた取組みを進めます。

²「広がりと展開力のある地域移行」とは、施設や障がい児入所施設の入所者の地域移行を進めるとともに、 市町村との連携をより強化し、施設等からの退所・退院のみに着目するのではなく、地域の住まいや日中活 動の場等の生活基盤の整備を促進することを表しています。

³ 「地域体制整備コーディネーター」は、施設入所者等に対する相談や情報提供等による意識醸成、保護者の理解促進、市町村や相談支援事業者等とのケース検討や利用調整、地域住民の理解促進等を行います。

 $^{^4}$ 平成 29 年 4 月以降、福祉型障がい児入所施設における「みなし規定」(障がい児入所施設の指定を受けていることをもって、障がい者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなす旨などの規定)は、平成 33 年 3 月 31 日まで延長され、また、医療型障がい児入所施設においては恒久化されました。

②精神科病院からの地域生活への移行

- 精神科病院職員の地域移行に対する理解促進を支援するとともに、地域移行の可能性 のある患者を把握し、対象となる方を市町村に繋ぐ役割を果たす専任の「地域精神医療 体制整備広域コーディネーター」を配置することにより、入院中の精神障がい者の地域 生活への移行を引き続き進めます。
- また、退院後も精神障がい者が通院や服薬等を継続しながら地域の一員として安心して暮らせるように、保健・医療・福祉関係者による圏域レベルにおける協議の場を保健所に設置し、大阪府、市町村が設置する協議の場と連携しながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援します。また、市町村に対しては、地域相談支援の活用等についても働きかけます。

【数值目標(平成32年度)】

- ・大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- すべての保健所圏域ごとに、保健 医療 福祉関係者による協議の場を設置
- ・すべての市町村に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・平成32年度の1年以上長期入院患者数を平成28年度から1,000人減
- 入院後3ヶ月時点の退院率:69%以上 入院後6ヶ月時点の退院率:84%以上 入院後1年時点での退院率:90%以上

(2) 入所施設の今後の機能のあり方

- 入所施設が、施設内の一層の環境改善を図り、地域により開かれた運営を行うとともに、障がい者の地域生活を支えるサービス供給機能の強化等、障がい者が長期の入所に至ることなく早期に地域生活に移行できるような役割を、施設とともに考え、助言や職員への意識啓発等の支援を行います。
- 府立砂川厚生福祉センターにおいては、強度行動障がい者や社会関係障がい⁵者など民間で対応が困難な障がい者に対する専門的な支援等のほか、新たな支援方策の研究や人材養成など、民間事業所の支援力向上に向けた取組みを行います。
 - (3)地域で暮らし続ける
 - ①グループホームなど住まいの確保

⁵ 「社会関係障がい」とは、大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期年齢の中軽度の知的障がい者で、家庭や地域において生活及び社会的な習慣やルール、対人関係などの習得が困難なために生じる、反社会性や非社会性のある行動が顕著で、地域での対応が困難な状態をいいます。

○ 障がい者の地域での自立につながる暮らしの場として、また、住まいと支援を併せ持った居住支援の一形態として、少人数が暮らす住まいであるグループホームを整備します。また、重度重複障がいや行動障がい、医療的ケアなどさまざまな困難事例に対応し得る多様で質の高いグループホームの整備に向けた検討を進めます。

さらに、府営住宅をはじめとした公営住宅をグループホームとして活用するとともに、 UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅においても、グループホームとしての活 用について、関係団体と連携を図りながら実施します。

また、障がい者が住み慣れた生活の場で安全に安心して暮らしていけるよう、消防用設備の整備については、入居者の安全性を担保しつつ実態を踏まえた対応を市町村に働きかけます。

【数値目標(平成30年度~32年度)】

- ・公営住宅のグループホームとしての活用:292人分
- 公的賃貸住宅への障がい者のいる世帯の優先入居等について、事業主体の状況に応じて促進を図ります。
- 障がい者が入居を拒まれることなく、民間賃貸住宅に円滑に入居できるようにするとともに、住宅セーフティネット構築を目的とした、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等による居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」において、生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、住宅部門と福祉部門の連携体制の構築にも取り組みます。
- 障がい者に配慮した住宅の整備・改造を促進します。
 - ②必要な福祉サービスの確保
- 日中活動や介護、短期入所等のサービス提供体制の確保は、障がい者の地域生活に必要不可欠であることから、地域の実情に応じた計画的な基盤整備がなされるよう、市町村に働きかけます。

とりわけ、今後の障がい者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保し、自立を希望する者に対する支援等を進めるため、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等の整備を進めることが市町村に求められていることから、基盤整備も含めた取組みが進むよう、必要な支援を検討します。その際には、地域生活支援拠点等の検討の場となる自立支援協議会の活性化や、制度・報酬に関する国への要望等も併せて行います。

【数値目標(平成32年度)】

• 市町村単位もしくは圏域単位ごとに少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備

○ 高次脳機能障がい者に対して、適切な時期にさまざまな障がい福祉サービス事業所できる場でかに支援できるよう、個々の特性を踏まえた支援の工夫等を共有できるよう連携強化を図ります。

また、難病患者等が福祉サービスの対象となった趣旨を踏まえ、難病患者等への適切なサービス提供に向けて、事業者の支援等を行います。

○ 障がい者の移動手段の確保や、身体障がい者補助犬の使用機会の提供などにより、個々の障がい者の社会参加・余暇活動を支えます。また、移動支援事業が必要な場面で適切に利用できるように国や市町村に働きかけます。

さらに、特に専門性の高い意思疎通支援を必要とする人が、必要な場面において適切にサービスを受けることのできる環境を確保します。

○ 必要なサービスが適正に供給されるよう、市町村や事業者等への助言・指導を行います。また、利用者本位の障がい者福祉制度が円滑に推進されるよう、国に対して必要な制度の改善を求めていきます。

③相談支援体制の強化

○ 障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題を汲み取り、きめ細かく対応 して適切な福祉サービス等につなげていくため、地域の実情に応じた関係機関の明確な 役割分担と有機的な連携による相談支援体制の充実を図ります。

特に、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化を促進します。

【数値目標(平成32年度)】

- 基幹相談支援センターを全ての市町村において設置
- 相談支援専門員が、さまざまな障がい種別に対応する能力や、福祉だけでなく就労や 教育等さまざまな分野の知識を習得するとともに、専門的な助言や関係機関との調整及 び連携を行う力量を高め、複雑で困難な事例にも対応できるよう、研修等を充実します。 相談支援に係る市町村への支援機能を持つ大阪府障がい者自立相談支援センターの専門 性を活かし、相談支援専門員等の人材の育成に取り組みます。

また、ピアカウンセラー⁶やピアサポーター⁷が各相談支援事業所に配置されるよう、 一層の普及を図ります。

○ 大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)の運営を通じて、発達障がいの ある人やその家族に対する専門的な支援を行います。また、市町村の自立支援協議会を

⁶ 「ピアカウンセラー」とは、障がい者自身が障がい者やその家族の相談等に応じ、心理的なサポートを含め地域での自立生活のために必要な情報提供や支援をする人のことをいいます。

^{7 「}ピアサポーター」とは、障がい当事者が同じ障がいのある人に寄り添い、支える人のことをいいます。

核としたネットワークを強化することで、地域の支援力を拡充します。

〇 慢性疾患患者を含む難病患者や腎臓機能などの内部障がい者への当事者による相談支援窓口として開設された難病相談支援センターの一層の充実を図ります。

また、「難病児者支援対策会議」を設置し、医療、福祉、就労、教育等の分野や、患者家族の当事者等と連携した支援体制の構築をめざします。

○ 高次脳機能障がい者の支援に関わる市町村、医療機関、福祉サービス事業所等の職員 に対する研修等を通じ、関係機関の支援力の向上を図ります。

また、「高次脳機能障がい相談支援センター」において、高次脳機能障がい者の地域での支援に関する好事例等を収集・蓄積し、専門的な相談機能等の向上を図ります。

- 「地域生活定着支援センター」において、刑務所などの矯正施設を退所した障がい者 に対して、地域生活への円滑な移行が行われるよう支援します。
 - ④自立支援協議会の機能強化
- 自立支援協議会は、地域における福祉サービスや相談支援体制の整備の中核となるものであり、障がい、医療、高齢などさまざまな分野の包括的な支援を見据え、さらにその活動が活性化するよう支援します。

とりわけ、地域移行・地域定着支援については、市町村の自立支援協議会等が中心となって、指定一般相談支援事業者と入所・入院中の障がい者をつなぎ合わせ、地域移行に至るまでの総合的な調整等の機能が担えるようにします。

- 〇 市町村の自立支援協議会に対しては、その取組状況を整理し、課題や好事例を共有することで、その活性化を図ります。
- 大阪府障がい者自立支援協議会においては、地域移行や就労施策など主要課題の進捗 状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい者施策の充実に努めます。 また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、基盤整備や人材育成、地域におけ るネットワークの構築支援等を通じて、大阪府全体の支援体制の底上げを図ります。

【数値目標(平成32年度)】

- ・ 地域移行に関する協議の場を全ての市町村において設置
- ・就労支援に関する協議の場を全ての市町村において設置

⑤地域福祉の視点

○ 障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市 町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。 また、地域福祉支援計画に障がい当事者のニーズを反映する取組みを進めます。地域福祉の推進を担う地域の社会福祉協議会が、障がい者福祉にさらに積極的に取り組むよう働きかけます。

○ 身近な地域での相談活動を一層普及し、重層的なネットワークの構築を図るとともに、 コミュニティソーシャルワーカー⁸が自立支援協議会に参画するなど、障がい者の相談支 援機関との連携を進めます。

⑥障がい者に対する住民の理解

○ 地域住民の理解を得ながら、知的障がい者や精神障がい者等のグループホーム等が円滑に設置できるよう、関係機関において積極的に広報・啓発などを行います。

⑦福祉サービスを担う人材の確保

○ 福祉・介護人材の確保が全国的に厳しい情勢にある中で、関係機関と連携しながら取組みを推進します。また、さまざまな障がい種別や特性を踏まえた計画的な研修の実施など、人材確保と合わせて資質の向上にも取り組みます。

(4) まちで快適に生活できる

- 障がい者を含むすべての人が出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりにむけて「福祉のまちづくり」を推進し、建築物についてバリアフリーに関する基準の適合を 義務づけています。あわせて福祉のまちづくりに関する啓発を行います。
- 一体的・総合的なバリアフリー化を推進します。特に、既存の公共施設(道路、公園、 公営住宅など)について積極的に施設改修等を実施し、バリアフリー化を進め、障がい 者を含むすべての人が快適に安心して利用できる施設をめざします。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー法」)に 基づき、障がい当事者等が参画した市町村協議会の運営支援や、基本構想未策定市町村 に対し策定を要請するなど、駅などの公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路 の移動円滑化を促進します。また、策定された基本構想についても施策の段階的・継続 的な発展を図るなど、市町村等の関係者が、地域のバリアフリー化に積極的に取り組む よう支援します。
- 障がい者が安全に利用できるよう鉄道駅舎や踏切の安全の確保を図るとともに、ホー

⁸「コミュニティソーシャルワーカー」とは、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を支援を必要とする人に結びつけたりすることをめざすコミュニティソーシャルワークを行う者をいいます。

ムからの転落防止対策としての「可動式ホーム柵」などの設置等についての鉄道事業者 の取組みを支援します。

○ 車いす使用者用の駐車場の適正利用を促進するために、府民に対する啓発活動に取り 組みます。

コラム

精神科病院からの地域移行を進めるために

大阪府では、精神障がい者の権利擁護という観点から国に先駆けて精神障がい者の退院促進を進めてきましたが、平成28年10月に大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループにおいて、これまでの取組みの手法・効果等について改めて検証がなされ、長期入院精神障がい者の地域移行のための総合的な推進体制のあり方について報告書が取りまとめられました。

そこでは、「退院したい」という声をあげられない方に対して退院意欲を喚起するためには時間をかけた働きかけが必要であることから、地域体制整備コーディネーターの配置とともにその専任化が必要ではないか、また、入院中から本人の意向に沿う形で地域移行支援を進めていくための仕組みづくりが必要ではないか、などの課題があげられました。

現在、地域移行の主体は市町村ですが、精神科病院に入院すると障がい福祉サービスが提供されなくなることから、その時点で関わりが途切れてしまうという現状にあります。精神科病院との接点が少ない中で、どのように精神科病院からの地域移行を進めたらいいのか、また、本人が望む場所で退院後に生活するためにはどのように支援したらいいのかなど、市町村も苦慮しています。

そこで、今まで蓄積したノウハウをもとに、精神科病院と市町村を結び付ける役割を当面大阪府が担うこととし、平成 29 年度から3年間の集中取組みとして「長期入院精神障がい者退院促進事業」を実施し、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター(以下、広域 CO)」を府の非常勤職員として配置しました。

広域 CO は専任で広域的に活動することができ、毎年実施している「精神科在院患者調査」で1年以上入院している寛解・院内寛解患者(H28年度:730人)の退院をめざすべく、院内茶話会を活用した精神科病院の退院意欲喚起の取組みや、院内職員研修への支援を行っています。さらに、今後は、院内の取組みから把握した地域移行の可能性のある精神障がい者の方を、市町村における保健・医療・福祉関係者による協議の場を中心とした支援のネットワークにつなげていく取組みを進めます。

大阪府ではこれからも「精神科病院から押し出す力」と「地域から引っ張る力」の 双方向の力を活かし、精神科病院からの地域移行を進めていきます。 高次脳機能障がいは、病気や事故などで脳に傷がつくことで、直前に覚えたことも 忘れてしまう記憶障がいや、長く集中して取り組むことが難しくなる注意障がいなど があり、「見えない障がい」と言われています。高次脳機能障がいは中途障がいという こともあり、それまで送っていた当たり前の生活(仕事、趣味、人間関係など)を、 突然変更せざるを得なくなったという経験を、本人、家族ともにされています。

大阪府豊中市にある工房「羅針盤」は、制度の谷間、社会の谷間で周囲の理解が得られず、とまどいながら生活をしている多くの高次脳機能障がい者が活動している事業所の一つです。ここは、その名のとおり、「二度と道に迷わない…」という思いを胸に、「焦らず諦めず」を合言葉に、利用者の方と向き合い、家族や医療機関とも調整しながら、個々の特性により添い、ゆっくり前進しながら支援を進めています。その過程の中で、どのような障がいかという視点だけでなく、これまでの人生背景も考慮しながら、今後の人生設計の目標に応じた支援を展開しています。また、高次脳機能障がいは、他者との関わりの中で障がいを認識し、訓練への意欲を持つようになり、生活が改善していくという特徴もあります。こうした点も踏まえながら、木工・グラスアートなどの工芸品やクッキー・ドーナツなど焼き菓子の製作を通じて、注意障がいなごに対するアプローチを行っています。さらに、商品の開発にあたっては、当事者がこれまで会社等で働いていた経験を活かして、魅力ある商品づくりに取り組んでいます。

同じ市内にある豊中市社会福祉協議会では、平成 19 年度から高次脳機能障がい者の家族とサポートしている関係機関との出会いの場として、「高次脳機能障がい者の家族交流会」を行っています。「羅針盤」も当事者だけではなく家族への支援も大切にしており、家族の疲労感や負担感を考慮し、当事者の支援に良い影響となるよう、連携しながら家族交流会をバックアップしています。

家族交流会をきっかけに、平成 21 年度には自主グループとして豊中脳損傷家族会「アンダンテ」が組織化され、豊中市社会福祉協議会がサポートをしています。豊中市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー(以下 CSW)は、例えば「CSWの関わりが一定終了した後の生活の様子を知ることができ、他の当事者、家族を支援する際の参考になること」、「定期的に顔を合わせる機会があることで、生活の中で出てきた些細な困りごとを早めにキャッチできること」など、家族会は当事者、家族だけでなく、支援者にとっても非常に貴重な社会資源となっていると話しています。

3. 具体的な取組みと目標

○施設職員等に対する研修の実施(指導監査課)

施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメン

ト、個人情報保護、人権研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソー

具体的な取組み 目標 (1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行 目標値(平成32年度) ○入所施設利用者の地域移行の推進(生活基盤推進課) 自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置され ・入所施設利用者の地域移行目標 る地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域 10.9%(平成28年度末時点の施設 定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して 入所者数と比較) 働きかけます。 ・入所施設利用者の減少目標 また、入所施設に対して、施設利用者が地域移行するための支援計画の作成及びそ ▲2.4%(平成28年度末時点の施設 れに基づく適切な支援を提供するよう指導します。 入所者数と比較) 施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込 まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難なことから、施設入所に至ることなく 地域で暮らし続けるための取組みとして、必要な情報提供を行うことにより、市町村の地 域生活支援拠点等の整備促進を図ります。 ○入所施設利用者への意向調査の実施(生活基盤推進課) 目標値 障がい福祉計画策定前に実施 入所施設からの地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援 を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に 次回調査時期:平成31年度末 調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけま す。 (1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行 目標値(平成32年度) ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(生活基盤推進課) 退院可能な精神障がい者の円滑な地域移行を進めるため、市町村における新たなネッ ①大阪府の保健・医療・福祉関係者に トワークの構築をめざします。 よる協議の場を設置する 具体的には、平成29年度から平成31年度までの3年間の集中的な取組みを実施し、 ②すべての市町村ごとに、保健・医療・ 福祉関係者による協議の場を設置する 入院期間1年以上の寛解・院内寛解患者の退院をめざします。専任の「地域精神医療体 制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の ③すべての保健所圏域ごとに保健・医 理解促進のための研修や、地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組 療・福祉関係者による協議の場を設置 み(院内茶話会や退院促進ピアサポーターによる支援など)を企画・実施し、対象者を市 する 町村が設置する「精神障がい者の地域移行について協議する場(自立支援協議会専門 ④1年以上長期入院者数を平成28年 部会等)」に繋ぎます。 度の9,823人から1,000人減の8, また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等地域の関係機関(医療と地域生活) 823人とする のつながりを構築するため、障がい保健福祉圏域(保健所圏域)ごとに保健・医療・福祉 ⑤入院後3ヶ月時点の退院率は69% 関係者による協議の場を設置します。都道府県の協議の場(府障がい者自立支援協議 以上、入院後6ヶ月時点での退院率は 会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ)とあわせた3層構 84%以上、入院後1年時点での退院 造で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をバックアップし、精神障が 率を90%以上とする い者が医療を継続しながら地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援 します。 (2)入所施設の今後の機能のあり方 〇障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課) 施設が地域により開かれた運営を行うよう助言していくとともに、入所者の社会生活能 力を高めるよう、施設が個別支援計画に基づいて行う支援について、集団指導等により 助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。 また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。 〇大阪府立障がい者支援施設の運営(地域生活支援課) 大阪府立砂川厚生福祉センターについて、強度行動障がい者や社会関係障がい者な ど民間で対応が困難な障がい者を支援する特化型施設として、専門的な支援と地域移行 に向けたアセスメントを行うとともに、新たな支援方策の研究、人材養成研修など民間事 業所の支援力向上に向けた取組みの実施を図ります。

目標値(平成30年度)

10,000人/年(障がい者施設・事業

委託研修受講者数

シャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで、各階層ごとに実施します。

所を含む全施設・事業所の受講者数)

(3)地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保

〇障がい者グループホームの設置促進(生活基盤推進課、都市居住課、経営管理課) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成 や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの 量的確保に努めます。

グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。

目標値(平成30年度から32年度) 公営住宅のグループホームとしての活 用292人分

○グループホーム世話人の資質向上(生活基盤推進課)

グループホームにおける支援の充実を図るため、さまざまな障がいに対応した研修を 実施し、世話人等の資質向上に努めます。

〇さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備(生活基盤推進課) 地域生活支援拠点等の整備においても重要な課題の一つとして位置付けられている 重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等の利用も含め、さまざまな困難事 例に対応し得る質の高いグループホームの整備促進のための検討を行います。

○公営住宅の障がい者向け募集の実施(都市居住課、経営管理課)

障がい者向け住宅の供給確保を図るため、府営住宅において、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)により入居者を募集する優遇制度を実施しています。 市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」(平成28~37年度)に基づき、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居等の促進を図ります。

目標値

府営住宅については、公募戸数の概ね 6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募 集しており、引き続き、その確保を図る

〇障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備·改善の促進(都市居住課、経営管理課)

▼府営住宅の取組

- ・建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」、「段差の解消」、「広い廊下幅」等 バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。
- ・既存住戸については、住戸内の段差解消や手すり設置等(「住戸内バリアフリー化事業」)を実施し、その対象はバリアフリー化されていないすべての住宅(撤去予定のものを除き、エレベーターのない3階から5階の住宅も含む)とし、計画的に事業を進めます
- ・団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化(「団地内バリアフリー化事業」) に努めます。
- ・入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として、すべての団地を対象としてエレベーターの設置(「中層エレベーター設置事業」)を計画的に進めます。
- ・建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAI ハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者向け住宅を供給します。

▼市町営住宅の取組

- ・ 建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。
- ・既設住宅におけるバリアフリー化を促進します。
- ・エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置を促進します。
- ・耐震化事業を促進します。

▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組

- ・建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。
- ・既設住宅における屋外のバリアフリー化を促進します。
- ・都市再生機構賃貸住宅におけるエレベーターの設置に伴う高齢者向け優良賃貸住 宅への改良を促進します。
- 耐震化事業を促進します。

日標値

建替事業:8,000戸

住戸内バリアフリー化事業:12,000戸 団地内バリアフリー化事業:7団地 中層エレベーター設置事業:2,650基 車いす常用者世帯向け住宅整備事業:170戸 ※「大阪府営住宅ストック総合活用計 画」(平成28~37年度)に基づく目標 値

〇民間賃貸住宅への入居促進(都市居住課・建築振興課)

▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度

平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(「住宅セーフティネット法」)が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。

これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」は新たに創設された法に基づく登録制度に移行し、今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。

▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用

「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。

▼その他の団体等への周知・啓発

大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。

▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供

「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。

〇障がい者向け住宅の確保(都市居住課)

障がい者の地域生活の基盤となる、一定のサービスを受けながら住むことができる障がい者向け住宅を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の空住戸を利用した居住促進に向け、目的外使用や登録廃止など必要な手続きの整理と、見守りや生活相談サービス等を受けることができるような仕組みを検討します。

〇住宅のバリアフリー化に対する支援(都市居住課、生活基盤推進課)

「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、「高齢者及び障がい者向け住宅改造相談のための研修」を実施し、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅の空家の耐震化・バリアフリー化・省エネルギー化リフォームを支援する制度(国補助事業)の活用を促進します。

また、重度障がい者等の住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。

〇生活福祉資金(住宅貸付)の貸付(社会援護課)

障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の 貸付を行います。

(3)地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保

〇障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備(生活基盤推進課)

「親なき後」や自立生活をめざす障がい者等が、自立に向けた体験や、相談支援を中心とした地域定着支援等を活用し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の整備を進めるための必要な助言等を行います。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、府内市町村が協議の場を持ち、地域生活 支援拠点等の整備圏域ごとに、利用者のニーズを把握し必要な社会資源の整備を含め た全体像を描きながら整備を進められるよう、必要な情報提供や助言を行います。

広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策の検討を行います。

目標値

・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数 耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」

20,000戸(平成37年度)

・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合:100%(平成32年度)

目標値(平成32年度)

各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備

〇生活訓練・指導の実施(自立支援課) 障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向 上を図るための訓練指導を行います。 ・音声機能障がい者発生訓練事業 ・その他身体障がい者生活訓練事業 など 目標値(平成32年度まで) ○高次脳機能障がい者の地域生活支援(地域生活支援課) 高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にさまざまな障 「使たらええで帳~高次脳機能障がい がい福祉サービス事業所等できめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送 ファイル~」を活用した研修会の実施 れるように、市町村をはじめとする支援者に「使たらええで帳~高次脳機能障がいファイ 1回以上/年 ル~」の普及と活用を促します。 〇在宅難病患者一時入院事業の実施(地域保健課) 医療的ケアが必要な在宅難病患者が介護者の疾病等の理由により、緊急に在宅での 介護等を受けることが困難になった場合、大阪府が指定した医療機関への補助により、 一時入院することが可能な病床を確保することで、当該患者の安定した療養生活の確保 と介護者の福祉の向上を図ります。 〇リフト付き福祉タクシーの利用促進(自立支援課) 障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総 合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、 また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。 〇福祉有償運送の推進(地域福祉課) 社会福祉法人や NPO 法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動すること が困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知 や広域的な調整を行います。 〇身体障がい者補助犬の普及促進(自立支援課) 障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府 民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に 対する理解促進に努めます。 ○市町村との連携(障がい福祉企画課) 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用で きる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村 に対し必要な助言を行います。 〇指定事業者等に対する指導等(生活基盤推進課) 日標値 指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導にお用毎年、集団指導を実施 いて、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。 また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されて いるかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。 〇利用者本位の障がい者福祉制度の推進(障がい福祉企画課) 障がい者福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容 や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実 態についての調査を踏まえ、国に対し利用者負担のあり方等、制度の改善に向けた要望 を実施するなど、利用者本位の障がい者福祉制度の円滑な推進を図ります。 (3)地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化 〇市町村の相談支援の充実(地域生活支援課) 目標値(平成32年度) 障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に すべての市町村で基幹相談支援センタ 応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に 一を設置 向けた取組みに対し支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域におけ る相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会

の活性化を促進します。

〇ケアマネジメントの推進(地域生活支援課)

障がい児者の想いに寄り添ったサービス等利用計画の作成や、関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。

目標値(平成32年度) 相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員

〇ピアカウンセリングの普及(地域生活支援課)

市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。

目標値(平成32年度)

市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数43(すべての市町村)

○大阪府発達障がい者支援センターの運営(地域生活支援課)

大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行います。

≪参考≫

数2,500人

サービス見込み量(平成32年度) 相談支援 3,500件 関係機関への助言 160件 外部機関や地域住民への研修・啓発 50件

▼相談支援事業

▼コンサルテーション事業

発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。

▼普及啓発・研修事業

医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。

▼就労支援

アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。

○発達障がい児者施策の充実(地域生活支援課)

大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能・地域の支援力を拡充します。

目標値(平成32年度まで)

「発達障がい者地域支援マネージャー」 を政令市を除く市町村自立支援協議会 (35か所)に派遣

〇難病患者に対する相談支援機能の充実(地域保健課)

「難病児者支援対策会議」を設置し、医療、福祉、介護、保健、就労・就業、教育、患者 家族の当事者の分野と連携した支援体制の構築をめざします。

また、複雑、多様化する患者ニーズに対応し、地域で安定的に療養生活できるように、「保健所、保健センター、保健福祉センター」をはじめ、「大阪難病医療情報センター」、「大阪難病相談支援センター」との相談体制の充実を図ります。

〇高次脳機能障がい者に対する支援(地域生活支援課)

全国の拠点である国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、他の都道府県の取組等について収集し、高次脳機能障がい支援コーディネーターのスキルアップを図るとともに、府内関係機関(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等)に対する研修内容に反映します。

また、高次脳機能障がい相談支援センターにおいて、市町村等に対して、地域の事業 所等が行っている高次脳機能障がい者に対する支援の工夫等を伝えることで、府内関係 機関の支援力の向上を図ります。

目標値(平成32年度まで)

地域の先進的な支援手法等を集めた 事例集を作成及び配布

〇地域生活定着支援センターの運営(地域福祉課)

地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいのある矯正施設退所者 に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、 福祉サービスの利用等を支援します。

(3)地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化 〇市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援(障がい福祉企画課) 目標値(平成32年度) 地域における関係機関のネットワーク組織である自立支援協議会について、その活性 ・地域移行に関する専門部会等をすべ 化や機能強化を図るための支援を行います。 ての市町村において設置 具体的には、地域自立支援協議会の専門部会の設置状況を大阪府全体で整理し、大 ・就労支援に関する専門部会等をすべ 阪府自立支援協議会において情報共有するとともに、取組みが進んでいない地域の要因 ての市町村において設置 分析と、その改善策について検討します。また、地域自立支援協議会同士の情報交換の 機会を設けることで、課題や好事例を共有し、取組みの活性化を図ります。 ○大阪府障がい者自立支援協議会の運営(障がい福祉企画課) 大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域 移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域にお ける障がい福祉施策の充実に努めます。 また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生 活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築 支援等を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げ を図ります。 (3)地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点 〇地域福祉支援計画に基づくセーフティネットの構築(地域福祉課) 広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町 村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、社会福祉 を目的とする各分野と連携強化を図ることで、府域における地域福祉のセーフティネット の充実・強化に努めます。 〇地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映(地域福祉課) 地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。 〇市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み(地域福祉課) 障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町 村の小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー等配置事業等に 対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における 地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。また、コミュニティソーシャルワーカーや 障がい者相談支援事業所など地域福祉のコーディネーターの協働体制づくりの具体的な 方策について検討を進め、分野を横断した支援施策の総合化に取り組みます。 〇福祉基金による助成(地域福祉課) 地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業(障がい者や高齢者、 児童などへの支援等)に助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。 (3)地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解 ○施設コンフリクトの解消(人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に 基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住 民との間におこる施設コンフリクトの解消に向けた取組みを継続・強化します。 「人権局ホームページ」の活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよ う、広く啓発に取り組みます。また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設 置者が、日常的に地域交流を進めるよう指導します。 なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決 に努めます。 (3)地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保 〇介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取組み(地域福祉課、就業促進 課、介護支援課、障がい福祉室) 介護職のイメージアップを図るとともに、福祉人材支援センターの機能強化などのマッ チングカの向上、若年層・高齢者・障がい者・女性等の新規参入促進、離職した人材の呼 び戻し、外国人介護人材(在留資格「介護」による留学生)の円滑な受入れにあたっての ガイドライン作成、協議会の設置・研修等の実施など、参入促進に向けた取組みを総合 的に実施します。

また、福祉機器、介護ロボットの導入促進や『表彰』の導入など、介護事業者自らの労

働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取組みを支援します。 さらに、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを 進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組みなどを実施しま 〇ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成(地域生活支援課、地域福祉課) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等異なるさまざまなニーズに対応でき 介護職員初任者研修修了者(ホームへ るホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修を実施するとともに、現在従事している ルパー)を対象とした研修を毎年1回実 ホームヘルパーに対して、利用者のニーズに応じて適切にサポートできる技能を向上す るための研修を実施します。 また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護 従業者及びガイドヘルパー(全身性障がい、知的障がい及び精神障がい)を確保するた め、研修事業者の適切な指定等に努めます。 〇保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施(子育て支援課) 目標値 府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対 保育士・指導員等を対象とした必要な 象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい 知識や技術を習得する研修を毎年1回 児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。 実施(年100名以上受講) ○精神保健福祉関係機関職員研修の実施(地域保健課) 目標値(平成32年度) こころの健康総合センターを中心に精神保健に関する年間研修計画を作成し、精神保 精神保健福祉関係機関職員を対象とし 健福祉関係機関職員を対象に、障がい特性に応じた専門的な支援や、障がい者の権利 た教育研修を年3回(ベーシック・ステッ 擁護の視点を持った支援を実施できる人材の養成を図ります。 プアップ・スキルアップ各1回)実施 自殺対策研修・依存症対策研修を年各 1回以上実施 〇サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(地域生活支援課) 目標値 事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービ サービス管理責任者研修・児童発達支 ス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達 援管理責任者研修及び相談支援従事 支援管理責任者」を養成します。 者初任者研修(2日課程)を実施 〇強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)(地域生活支援課) 強度行動障がいを有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成(基礎研修)及 強度行動障がい支援者養成研修(基礎 び強度行動障がいを有する者等に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成 研修及び実践研修)を実施 ができる職員の人材育成(実践研修)を実施します。 (4)まちで快適に生活できる 〇福祉のまちづくりの推進(建築企画課) すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加で きる「福祉のまちづくり」を実現するため、「福祉のまちづくり条例」を制定しています。 条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を記載し、施設の設計や維持管理時 における配慮事項等をわかりやすくまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」 を策定し、府民や事業者等に啓発し活用していただくことで、ハード・ソフト両面にわたって 福祉のまちづくりを推進しています。 また、大阪府の特定行政庁や指定確認検査機関と連携を図り、円滑な基準適合義務の 運用を図ります。 〇府有建築物の福祉整備の推進(建築企画課、公共建築室計画課) 府有建築物の新築・建替えにあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に適合するよう に整備します。 また、不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり

条例に沿った福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関

大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新ハートフル事業として、障がい者や子どもか

ら高齢者まであらゆる人々が自由に安心して利用できるよう改修・整備を行います。

する情報発信を促進します。

〇府営公園の整備(公園課)

〇バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(建築企画課) 駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつー体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に推進します。	目標値(平成32年度まで) 平成27年度末時点の実績(32市1 町、134地区)を踏まえ、未策定市町 村での早期作成をめざす
○交通安全施設等整備事業の推進(道路環境課) 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の段差 改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。	目標値(平成32年度まで) ・「バリアフリー法」基本方針に基づき、 重点整備地区内の主要な生活関連経 路を構成するすべての道路について、 移動等円滑化を実施 ・府管理道路の特定道路指定地区数 55地区(52.50km)
〇バリアフリー対応型信号機の整備(府警本部交通規制課) 障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、主要な生活関連経路 において整備すべき信号機については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民 等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置、 高齢者等感応信号機等の整備を推進します。	目標値(平成32年度まで) 「バリアフリー法」基本方針に基づき、 重点整備地区内の主要な生活関連経 路を構成するすべての道路に設置され ている信号機等について、視覚障がい 者用付加装置、高齢者等感応信号機 等による移動等円滑化を実施
〇鉄道駅舎の移動等円滑化の促進(建築企画課) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方 針を踏まえ、市町村が策定するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施する エレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。	目標値(平成32年度まで) 「バリアフリー法」基本方針に基づき、 鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏ま え、可能な限り移動等円滑化を実施
〇鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み(障がい福祉企画課、都市交通課、建築企画課) 鉄道利用者の安全確保及び障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事 業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、府内の平均的な乗降客数 が一日当たり5千人以上の駅を対象に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度 を創設しており、今後とも、整備補助の活用などにより、可動式ホーム柵設置の促進が図 られるよう努めます。 事業者に対しては、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区 バリアフリー推進連絡会議」の場等において、可動式ホーム柵の設置促進や利用者の視 点に立った無人駅における十分な配慮について働きかけを行います。 また、国土交通省や鉄道事業者が実施する踏切や駅舎の安全推進のための啓発事業 等との連携を図ります。	
○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進(障がい福祉企画課、建築企画課) 車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース(ゆずりあい駐車区画)の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車の抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。	
○まちのバリアフリー情報の提供(建築企画課) 鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車いす使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、鉄道事業者や市町村に対しバリアフリー情報のさらなる充実を働きかけます。	